

# 欧州評議会 (Council of Europe: CoE) の概要

- 人権・民主主義・法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。
- 1949年設立、加盟国47か国 (EU全加盟国, 旧ユーゴ諸国, ロシア, ウクライナ, トルコ)。
- 条約作成 (200本以上), 専門家会合の開催, 各種勧告・決議採択等を行う。
- 旧東側諸国の民主化を積極的に支援。
- 最近では, 薬物乱用, サイバー犯罪, 人身取引, テロ, 偽造医薬品対策, 女性に対する暴力等の分野にも取り組む。

## 欧州人権裁判所

- 欧州人権条約 (1953年) に基づき, 加盟国による人権侵害を監視
- 裁判官は同条約締結国が提出した名簿に基づき, 議員会議で選出, 任期9年

## 地方自治体会議

- 諮問機関
- 議長はキース・ウィットモア (英国出身, 2010年11月, ~, 任期2年)
- 各加盟国地方代表議員318名で構成
- 本会議等を開催

## 閣僚委員会 (年1回)

- 意思決定機関
- 加盟国外相で構成
- 議長国は6か月ごとに交代 (2011年11月~2012年5月は英国)
- 各国常駐大使による閣僚代理会合は原則月2回~3回開催
- 条約, 勧告・決議の採択, 予算の承認等

## 議員会議 (PACE) (年4会期)

- 諮問機関
- 議長はジャン＝クロード・ミニヨン (フランス出身, 2010年1月~, 任期1年, 通常3期で交代)
- 各加盟国の国会議員318名で構成
- 【活動内容】
- 文書の採択
- 勧告 (閣僚委員会に対し, PACEより対策を求める。)
- 決議 (PACEの意見を表明)
- 意見 (加盟国申請, 条約申請等に関し, 閣僚委員会に提出された文書に対し, 意見を表明)
- 加盟国の加盟時の誓約事項の遵守をモニタリング
- 選挙監視団派遣

欧州評議会オブザーバー国 (5か国):  
日本 (1996年~),  
米国, カナダ, メキシコ, パチカン

事務局 (於: ストラスブール (フランス))  
職員数2100名余り, 予算2.1億ユーロ  
事務総長はトルビョルン・ヤーグラン  
(ノルウェー出身, 2009年10月~, 任期5年)

## 日本とCoEの関係

- 1 CoEが開催する各種会合への参加
- 2 財政支援: 2003年以来毎年4万5千ユーロを任意拠出。主に政治研究スクールに拠出し, 講師等を派遣し顔の見える支援を実施。昨年度はサイバー犯罪グローバルプロジェクトに拠出。本年度も同プロジェクトを支援。
- 3 CoE作成条約の締結・加入: 2003年に「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に署名・批准。2001年に「サイバー犯罪に関する条約」に署名 (未批准)。
- 4 議員交流: 1974年以来, 「OECD活動拡大討議」(CoEとOECDとの取決めにに基づき, 議会組織を持たないOECDの活動報告の討議をCoE議員会議が代行。年1回開催。)に参加 (2011年は梅村聡 (民主) 参議院議員及び佐藤信秋 (自民) 参議院議員が出席)。
- 5 地方自治体交流: 欧州地方自治体会議の総会に知事及び市長が参加。(2009年, 西川福井県知事が講演。)